

## 近代以前の仮名体系の性質　ふるい仮名と文字コード

京大人文研二共同研究班・北大出張セッション

二〇一二年十一月十六日　岡田一祐（北海道大学大学院）

### 〇、はじめに

本発表に課せられた課題は、変体仮名と呼ばれるもの——発表者じしんは異体仮名と呼ぶのをもっぱらとするし、いろは仮名と対比する文脈でなければ用いもしないのだが——を、平仮名研究者がいかに取り扱っているのかを示せというように承知している。とくに、発表者は仮名字体の研究をしており、ひとよりは任に適しているかもしれない。

発表者が異体仮名を扱うにおいて、まずもって仮設することは、さほど複雑ではない。人間は無限の草体度に堪えることはできず、有限の型を使い分けるにすぎないというのがそれである。そもそもが漢字の字源から崩しきった仮名へという一元的な度あいでは扱えるかどうかとも検討されてしかるべきではあるものの、本発表は平仮名の展開を追うものではないのでひとまず措き、有限の型というものがどんなものであるのか例示して責めを塞ぎたい。仮名の字体とはなんであるのかということについてもひとととの検討が行われる。文字コードについてはド素人の発表者ではあるが、能力が及べば、異体仮名のコード化についても鄙見を述べてみたい。ただし、発表者の専門とするところは、まだ仮名が現代のように一字体に統一される以前の状況であって、現代における「変体仮名」の状況は無知に近く、議論も自然と前近代に偏ることをお断りしておく。

### 一、仮名の字体について

#### 一、異体仮名とはなにか

まず、異体仮名とはなんだろうか。

これは、いうまでもなく相対的な概念であって、いまふつうにいう「変体仮名」は、「現行の仮名」以外のものを指すが、そうでなければならぬわけではない。歴史的には「いろは仮名」以外のものとして、はやくとも近世後期ごろに意識されはじめたという経緯を持つ（岡田、二〇一二、投稿中）。「いろは仮名」といい、「現行の仮名」といい、明文的規範の存在しない鶴的なものではあるが、比較的字体集合としてはっきりしている。それらであってさえ厳格に図形的な規定がなされてこなかったところに、異体仮名の規定などあるべくもなかった。しかし異体仮名という概念はともかくにも生れてきてしまったのであって、ここでは、かんたんに異体仮名という概念がどのように現れてきたのか確認しておきたい。

異体仮名あるいは変体仮名という呼称の起りは明治時代を溯らないと思しい。江戸時代には、仮名正字という言葉が使われていたが、これは平仮名や片仮名に対して、その字源となった漢字のことを言う。さきに触れた「いろは仮名」という概念は江戸時代には確認されるのだが、それ以外の仮名について集合として述べたものはあまり見ない。たとえば、新井白石『同文通考』巻三（一七六〇）には「いろは仮名」の字源について「音類仮字積文」と題し、「俗間ニ伊呂波ノ外。或ハ小草。或ハ行書ノ字体ヲ用

ヒ。コレヲ仮字ト号テ。伊呂波ノ字ト相マジヘテ用ルアリ」として、種々の異体仮名とその字源を論ずる（仮字は仮名に同じ）。音類仮名といい仮名という、それは個々の仮名の範疇のことであって、伊呂波と異体という関係にないことに注意すべきである。時代は前後するが、岡島隆起『仮字考』（一七二六）に「四十七字之外平仮字並びにイ呂ハ異体」を列挙するのがめずらしい例で、類例が現れるのは伴信友『仮字本末』（一八五〇）など下ったものになる。

明治時代の例も、博搜のうえでの言ではないが、教科書を中心にいろいろ仮名に設置されるものとして異体仮名という概念が形成されてゆく。当初は呼称も一定せず、別体仮名・異体仮名・変体仮名などなど、さまざまであった。古い例に別体仮名というのがあって、しだいに変体仮名という呼称が主流となってゆくのを指して、古田（一九七四）は、しだいに標準が定まってきたものとするが、別体・異体と変体とに強い差があることを支持する文献は見いだされていない。いずれも新語であるとおぼしく、当時の辞書に「別体」「変体」「異体」といったことばは掲出がないことから、差といえる差を見いだすのは困難であろう。

名称はともあれ、異体仮名という概念は明治時代に普及したものである。その内実は、岡島『仮字考』の例に示されるとおり、いろいろ仮名以外の平仮名およびいろは仮名と同源源であってもかたちの異なるものである。しかしながら、いろは仮名は細部に差が見られ、時代によっても変化するため（岡田、準備中 a）、異体仮名の具体的な構成要素はいろいろ仮名のふれはばをどれほど考えるかによる。

現在であれば、異体仮名の基準は現行の仮名にあるかいなかである。現行の仮名は、はじめて小学校令施行規則（明治三十三年文部省令第十四号）の附表第一号表によって示された。第二号表には、字音仮名遣に関する規定（いわゆる棒引き仮名遣）が示されているが、ここにおいて、教科書の標準がいろいろ仮名から現在の仮名に政策として変更されたとい

うことを示す記述がある（岡田、準備中 b）。同規則第十六条によって小学校教育（明文的規定はないが、中等教育においても）で用いられる仮名は同表のものに限定されたから、それ以外は異体のものとなる。これが社会に具体的に与えた影響は今後の調査に俟つが、東大文科の同人誌『帝国文学』などは、小学校令施行規則と同時に現行の仮名に切り替えているなど、すくなくならず影響を及ぼしたようである。

同規則第十六条は、明治四十年の小学校令改正にともない削除される。これによって異体仮名は教育に復活するが、全面的に教育に取り込まれるということはすでになく、どういいうわけか高学年向けの韻文の表記に専用されるかたちで取り入れられた。大正年間の国定教科書には看板の表記に用いられるものとして何例かが紹介されるのみで、社会においてもほとんど現行の仮名が専用されるようにいったのである。

## 二、仮名の字体をめぐって

字体とは、たとえブロック体であっても、本質的に運動の記憶と音韻の対応である。紙上の筆蹟から筆劃の動きを認知し、記憶ののなかの型と一致させ、音韻や語を想起することというのが読むということなのである。

とくに古体の仮名において、おなじ字源を持つ、複数の仮名字体を指して、よく「それは草体化のていどの差に過ぎない」と言うことがあるが、それだけでは字体差がないと認める根拠に乏しいと言わざるを得ない。草体のていどの差に過ぎず、別字体ではないという言明には、つぎのような前提が必要である。すなわち、同一の字源の仮名の字形の差というものは、草体化関数というものがあって、入力した字源はおなじで草体度の差が字形の差として随時現れるのであって、おのおのの字形が独立した存在を持つことはないとするものである。しかしながら、その出力が入力となったときに、字源と草体度を出力する関数がどのように可

能なのかという問題が出てくる。また、そのような関数によって仮名が出力されているのであれば、多様な出力が、すなわちあらゆる草体度の字形が文献に現れてもおかしくはないが、そのような文献はかつて存在しなかったであろうことは、容易に想像できる。また、字源というのはどのような存在で、複数の草体化の可能性があるものに対して、草体度というパラメーターはどのように極めるのであろうかという点も説得力のある提案はされていない。むしろ、これは研究が進んでいないに過ぎない可能性もあるが、それよりかは、これは、文献を一瞥しただけで容易に棄却できる、あるいは、時代差を同列に扱った説である蓋然性が高い。

江戸時代後期の文芸作品を例にして、全字例をかたちのみによって分類できることを示したのは玉村（一九九四）である。玉村は、それまで字源の差異によってのみ論じられてきた仮名字体について、字形の差が大きいもののあるものまで捨象されてしまうことを指摘し、同字源でも字形上のちがいが明瞭に分類されるものであることを示した。しかしながら、玉村の手法は、「明瞭に異なるかどうか」という感覚的なものであり、玉村の示していないばあいはどうなっているか不明確という問題を残した。内田（一九九八）は、それを改善するために、つぎのような基準を示している。すなわち、

①画数、折れ・曲がりの回数や角度などといった文字特徴の上で、それらを分類できる一貫した基準を見出すことができる。

②その基準によって分類した各群を比較した場合、各群の間に見られる形状的な差異が、連続的な様相としては捉えがたい。というものである。本発表でも、基本的に内田の示した基準を字体分類のよりどころとする。

内田の基準によるのは、基本的に現在のわたしたちには、当時の字体の差異が知り得ないという事情がおおきい。矢田（一九九六、注七）は、その分類において差が微妙であるとして同一のものと区分した例で、字

形の小差によって使い分けが見られるかという例を報告している。筆の動きを見いだすことはときに困難さを伴うから、厳密さを期すほど区分不能の例が増え、十全とはなしたがたい欠点がつきまとうものの、矢田に起った問題は内田の基準を厳密に適用していれば別字体となっていたものと考えられる。江戸後期の例によってではあるが、字の型がたかだか有限のものであるということは字体が字源からの草体度ではなく、それ自身の資格において存在したことを雄弁に物語る。そして、それが内田のような基準で字体が捉えられるということは、字形から想起される運動の型こそが字体なのであるということをサポートしよう。

さて、ブロック体であっても運動の記憶が字体である、とするのはすこし奇異に映るかもしれないが、矛盾というべきものはないのである。ブロック体と極草体とが脳内で異なる処理が行われているとする積極的な証拠もないし、ブロック体のほうが読みやすいということをよく説明しもしめる・走り書き体であれば筆劃の運動が構造化されていない。あるいはそのていどが低いため、型を取りにくい。目にしたものについて、記憶にべつの筆順の型しかなければ読むこともできないかもしれない。それに対して、ブロック体であれば通常書かれる方向と逆の向きにでも筆蹟を「読み取る」ことすらできなくもない。筆順が「ない」ことが筆順に頼った読み取りを結果的に強化することになるのである。

### 三、異体の構造について

おのおのの字体がおのおのの存在することは、至上の議論に、しぶしぶでも認められるていどのものを尽くしたつもりである。しかしながら、さきに述べた字体とはある種の型と音韻の対応、あるいは語、形態素、なんでもよいからとにかくにも言語のがわにおける文字に対応するなんらかの実体との対応だとしたのは、じかに対応するのではなくして、文字のがわになお通るべきみちのりがあるとすべき根拠がある。

Polk and Farah (2002) は、英語のつづりを例として、語の認知に正書法の影響はあっても、文字の大小のかかわらないことを示した (なお Dehaene, 2009, p. 82ff を参照のこと)。これとおなじことは仮名にも言えることであって、ひとつの音類仮名のなかでは、書きつづりにどの仮名を用いようと、おなじ語である。

例として、古典語における「かは」というつづりを検討してみよう。このつづりは、音声言語からみれば、/kapa/ と /kaba/ の両例に対応が考えられる。そして、「か」にせよ、「は」にせよ、この音類仮名には、種々多様の仮名が所属しており、そのいずれもが両様のよみを持ちうる。そうあっていけないわけではないが、いちいちの仮名が直接 /kapa/ なり /kaba/ なりに向けてゆくよりは、ある仮名の知覚が、音類仮名というところに集積されて、そこを経て言語との対応へと進んでゆくと考えるほうが簡潔な構造で、英語の例に鑑みても、なおありうべきみちのりであろう。そうすると、字体とは、筆画とどの文字の範疇に属するかに対応ということになる。

玉村 (一九九四) の示すように、この仮名は語頭であって、この仮名は語頭でないというような音類仮名の使い分け (表記史研究では仮名もじ遣いという) というものが存在しないわけではない。それは英語とて同じことであって、それは要するに仮名もじ遣いというものが貢献するのは、つづられた一列の文字列を分解する段階までであって、それ以上には係わらないということであろう。

## 二、仮名の字体の表

さて、仮名の構造について、いささか冗長に述べてきたけれども、それは実例に確かめられるのであろうか。玉村 (一九九四) は、江戸後期の例でそれを示したが、なぜ江戸後期かといえ、論の冒頭で玉村が指摘

するように、仮名の字体分類は、いくらかの不安を残しつつ行われてきたという経緯のためであり、それゆえ「仮名字体が整理されゆれが少なくなる近世後期」(一七七) を選んで調査しているのである。本発表では、平仮名の全時代から確かめようとするのであるが、それが成り立つという保証はとくにないわけである。もちろん、先行研究における不安がどのような原因を持つかは注意されるべきであろう。異体字の分類は記憶に頼りたいきあたりぼったりな分類でしかないものも多かったからである。しかしながら、玉村や内田 (一九九八) のような手法で問題が残されるのであれば、それは字体分類の方法論上の問題となる。

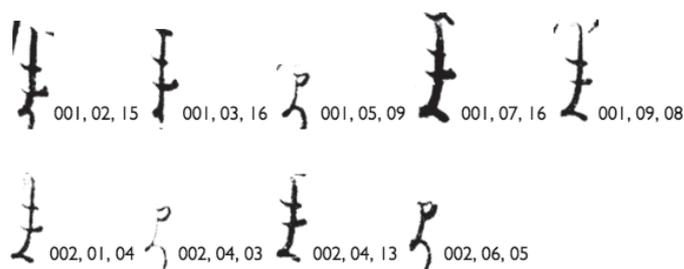
本発表では、以下の五点プラスアルファの資料をもとに調査する…『古今和歌集』高野切第一種 (日本名筆全集第三卷所収、十世紀後半)、『土左日記』青谿書屋本 (池田亀鑑『古典の批判的處置に關する研究』第三部所収、江戸前期、ただし伝藤原為家嘉禎二 (一二三六) 年本のみならず正確な模写のため、原写本の年代の資料とする。萩谷、一九八八、伊井、二〇〇三を参照)、『仮名書き法華經』妙一記念館本 (靈友会、一九八八所収、鎌倉初期)、『仮名書き法華經』足利本 (勉誠社、一九七四所収、一三三〇) および『仮名書き法華經』西来寺本 (稜伽林、一九九三所収、江戸前期歟)。補足的に、若林虎三郎『小学読本』巻一・巻三 (筑波大学所蔵、集英堂、一八八四) の「別体仮名表」および『五號明朝活字總數見本』(内田、二〇一〇所収。東京築地活版製造所、一八九八) の仮名全例を示す。

本発表で行った調査はいろいろな点でふじゅうぶんさを残す。まずだいいちに代表性の問題がある。室町時代と明治時代の例はそもそもも欠くし、歌集一点、日記一点、仮名書き經典三点では時代とジャンルが対応しない。時間的制約から、頭から三百字しか採字していないため、とくに稀少の字体を落としていた可能性を否めない。それゆえ、本調査における用数が示唆するところは限られるが、例のないことに関する発言力

は低いとしても、あまり重なりあうところのないものから集めたことにより、例のかたよりの傾向を読み解くことは許されるであろう。  
ここで例として、「ま」の状況を見てみよう。「ま」という音の仮名をまとめるとつぎのようになる。

このなかでとくに問題になるのは「ま」と「末」の弁別であろう。両

者が混用される文献として、足利本仮名書き法華経の全例を挙げてみよう。



上の図が全例であるが、この字形を二種類に分類することは、なんの問題もなからうと思う。画像右の数字は、丁・行・先頭からの文字数を示す（影印本における本文開始丁を第一丁とする）。「ま」も「末」も、異なる草体化の様相を示すとともに、線画の交わる位置において、このふたつの分類のなかできわめて高い類似を示している。

これは、他文献や他の音類仮名においても同様である。要するに、高野切のような高度な書の技巧を示す文献にあっても、仮名書き法華経のようにさほど書に巧でないものの遺したものであっても、そのなかでは特定の型の字体しか用いないことが示唆されるのである。

スライドにどのような字体が各文献で用いられてきているか示す。

特定の型しか用いられないということであれば、労力を厭わなければいつかは完全な字体の表が得られるのであろう。しかし、それは歴史の変遷を微細に見るのには得がたいものとなるが、そんなこまかさは万人の用途を満たすものだと言えるのだろうか。

### 三、どのようになれば仮名の表を統一できるか？

前節において、各文献においては使用する字体が一定していることを示したが、同時に、各文献ごとの書き方の相違もすくなく見いだされ

ている。たとえば、右の〈ま〉と〈末〉も、ふるくは〈末〉の例がおおく、しだいに〈ま〉の例が増えてゆくようになったり、縦長にのみ書かれた〈へし〉が右上に撥ねあげようになられたりになったりするのがある。時代を同じくすればこのような差はあまり現れず、表を作ることに支障はすくなく、況時代的な表を作るのであれば、これらの小差を取り除けるならば取り除いたほうが望ましい面もある。仮名の形状の歴史的研究から見れば、とくに望ましい点はないけれども（異体仮名の文字コード化はそれぞれの利用者の要求がばらばらであるという大問題を示唆するが、いまは措く）、『続世界商売往来』に見られる「耳」を字源とする撥ねがひとつ多いか少ないかの差異の区別が求められるとはなかなかおろま（岡田、二〇一二）。

この状況に関して、（最終的にはひとつにするとしても、作業中は）二種類の仮名字体表を作るといことはひとつの解決策となるろう。ひとつは時代を通じて用いられる仮名の表であり、もうひとつはまれな字体のための表である。

前者については、さしたる問題はないのだが、後者については、単一の明快な基準を作成できない・頻度というものは、後代の文献に偏りがちで、代表性を確保しかねる問題がある。それにくわえて、頻用されない仮名は、びみょうな差異を呈することが少なくなく、字体の統合に問題を抱える。これについて、抜本的な解決案というものはなからうが、時代ごとに区分して、あるいは文献の性質によって区分して仮名の用数を見たときに、多用されるものを優先して採録するというじみちな策を取るほかないのではないか。

そのときに、字体をおおく取ることよりも、字源の差をおおく取るといのは有りうべき選択肢であろう。さきほどの「耳」は字体差を伝えることで表現力が拡がることは考えにくいのに対して、ひとつの字源に対して代表的な字体がひとつ保証されているほうがずっと表現力が拡が

るのは疑いようがないからである。もちろん、〈多〉と〈多b〉などのように、区別されるべきものは多いのだが、それは頻用字体であるから、あまり心配は要らないとも言える。

現段階で異体仮名のコード化が可能かといえば、歴史的な頻度の変遷を計ろうというところみさえなされたことはなく、不可能というべきであろう。明治時代の活字の異体仮名や戸籍統一文字の異体仮名をそのまま登録すべきとの意見をまま見かけるが、これらの字体集合の性質から考えて、そのような表はほかのなににも立たないことは明々白々である。築地活版五号明朝の万葉仮名一覧にせよ（印刷会社では異体仮名を万葉仮名と呼ぶ奇怪な習慣があった）、あるいは若林『小学読本』巻三の別体平仮名にせよ、前代までの字体利用と切断された面があることは、今回の調査中四十五字体がどちらかの資料にはじめて見いだされることからあきらかである（このことは、これらの字体が実用例のない字体であることを意味せず、調査対象のかたよりの影響をおおきく蒙っている。それを加味してもじゅうぶんに多い）。戸籍統一文字も、小調査によって分るように、築地活版の異体仮名集合とのみ対応する例が多く、また、前近代に存在する区別を捉えられていないものがおおい。そのこまかなことは補論に述べることにする。

#### 四、おわりに

発表者は、その研究において、おそらく異体仮名の文字コード化の恩恵に浴するものではない。仮名はその性質上、いまもってあたらしく附けくわえることも可能だからであり、そのような附けくわえられた字体をも研究対象とするからである。それでもなお、主要な字体が網羅されていれば、工夫しだいで研究を効率よく行えるのではないかとも思う。今回の発表のように、字体を示すのはいちいち難義を伴うからである。

それが利用者としてありがたいかと言えば、フォントがどれほど整備可能なかという点もあってにわかになんとも言いがたい。ただ言えるのは、戸籍統一文字のデザインはでたためにもほどがあつて使い物になろうわけもなく、築地五号でも前近代までの形に照らして疑問が多いところである。

結論らしき結論もないけれども、仮名の字体研究にあたって行っていることの一端を中心に述べてきた。

### 補論 現代の変体仮名について

現代の変体仮名というものは、日本語書記上になんの位置もなく、ただ固有名詞のために用いられるだけであるから化石的な存在であつて、いま見てきたものと同列に扱うことは不可能と言ふべきである。あくまで現代の変体仮名のみを文字コード化の対象とするのであれば、前近代の状況は参照する意味もないように思える。基準など立てようがないから、用例があるだけまとめるしかない。

変体仮名の断絶は、ただ書記のうえにあるのみではない。このほかに、字体の面からも大きく異なると言える。この点をすこしくわしく見てみよう。戸籍統一文字と、前近代までの頻用字体は、重なるところもあるが、重ならないところも多い。重なるところは問題ではないが、重ならないところを見るに、明治期の教科書字体と重なる例と万葉仮名的な例の二種類が多いことが分る。前近代までに存した字体の差が区別されていない例は多々ある。たとえば、〈へし〉と〈へしb〉の差や、〈へと〉と〈へ止〉の弁別、〈へら〉の類似字体の点の有無と位置の弁別などは、とくに「と」などは使い分けも見られるものであるのに区別がない。そのくせ、筆蹟上はほとんど区別すべくもない〈王〉と〈王b〉を区別していたりする。名づけに用いられるものを集めたという字体集合としての性質や、一般

に異体仮名の区別が附かなくなったという能力の問題などが複合的にこのような状況を生んだと考えられる。

名づけには、一般的な字体を用いやすい（頻用字体+明治字体）のと同時に、めだたい文字が用いられやすいという傾向がある。万葉仮名のころから、字義がつよい字は仮名書きに用いられにくいということが知られているが（澤崎、二〇一二）、勝義の字体は、日常の用途がなく、画数も多くなりがちで、お目にかかることはまれである。仮名は開かれた体系を有するゆえに、それらは平仮名ではないと言ふことはできないのであるが、すくなくとも、文徴を得られない字体であつて、前近代の仮名と同時に扱えないものであることは確認しておきたい。

### 参考文献

- 伊井春樹（二〇〇三）「為家本『土左日記』について」『中古文学』七一  
池田亀鑑（一九四一）『古典の批判的処置に関する研究』岩波書店  
内田明（二〇一〇）「築地体後期五号仮名の出現時期と初期「アンチック」活字について」小宮山博史・府川充男編『活字印刷の文化史』勉誠社  
内田宗一（一九九八）『修紫田舎源氏』の仮名字体 作者自筆稿本と板本の比較考察』『待兼山論叢文学篇』三二  
岡田一祐（二〇一二）「第三次小学校令以前の国語教科書における仮名字体の変遷」日本語学会二〇一二年度春季大会、於千葉大学  
岡田一祐（投稿中）「江戸時代におけるいろは仮名の範疇」  
岡田一祐（準備中a）「明治時代におけるいろは仮名の範疇」  
岡田一祐（準備中b）「平仮名史上の明治時代検定教科書」  
澤崎文（二〇一二）「万葉仮名の字義を意識させない字母選択『万葉集』における訓仮名を中心に」『日本語の研究』八（一一）

- 玉村禎郎（一九九四）『春色梅児誉美』における仮名の用字法』『国語文字史の研究二』和泉書院
- 萩谷朴（一九八八）「青谿書屋本「土佐日記」の極めて少ない独自誤謬について」『中古文学』四一
- 古田東朔（一九七四／二〇一一）「変体仮名からひらがなへ」『日本語近代への歩み 国語学史二』古田東朔近現代日本語生成史コレクション四、くろしお出版
- 矢田勉（一九九六／二〇一一）「異体がな使い分けの衰退 トの仮名の場合」『国語文字・表記史の研究』汲古書院
- 矢田勉（一九九八／二〇一一）「平安・鎌倉時代における平仮名字体の変遷」『国語文字・表記史の研究』汲古書院
- Polk, T. A., and Farah, M. J. (2002). Functional MRI evidence for an abstract, not perceptual, word-form area. *Journal of experimental psychology: General*. 131(1).
- Dehaene, S. (2009). *Reading in the brain*. New York: Penguin Viking.